

令和7年9月11日

令和7年第3回貝塚市議会定例会会議事項

目 次

議 案		事 件 名	頁
種別	番号		
報告	9	令和 6 年度健全化判断比率報告の件	4
〃	10	令和 6 年度資金不足比率報告の件	4
〃	11	処分報告（損害賠償の額の決定）の件	5
〃	12	処分報告（損害賠償の額の決定）の件	5
〃	13	処分報告（令和 7 年度貝塚市一般会計補正予算（第 5 号））の件	6
〃	14	令和 6 事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団決算報告の件	10
〃	15	令和 7 事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団事業計画変更報告の件	17
議案	62	選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例制定の件	18
〃	63	貝塚市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定の件	18
〃	64	貝塚市立グラウンド条例の一部を改正する条例制定の件	19
〃	65	企業職員等の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	20
〃	66	三館等合同施設建設工事（電気設備工事）の工事請負契約を締結する件	20
〃	67	公の施設の指定管理者の指定期間を延長する件	21
〃	68	令和 7 年度貝塚市一般会計補正予算（第 6 号）の件	22
〃	69	令和 7 年度貝塚市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の件	27
〃	70	令和 7 年度貝塚市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の件	30
〃	71	令和 7 年度貝塚市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）の件	33

議 案		事 件 名	頁
種別	番号		
認定	1	令和6年度貝塚市一般会計及び特別会計決算認定の件	36
〃	2	令和6年度貝塚市水道事業会計決算認定の件	36
〃	3	令和6年度貝塚市下水道事業会計決算認定の件	37
〃	4	令和6年度貝塚市病院事業会計決算認定の件	37

報告第 9 号

令和 6 年度健全化判断比率報告の件

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年度決算に基づく貝塚市の健全化判断比率を次のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 11 日提出

貝塚市長 酒 井 了

記

1. 健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.51)	— (17.51)	5.7 (25.0)	12.1 (350.0)

() の数値は、早期健全化基準

2. 令和 6 年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書 (別 冊)

報告第 10 号

令和 6 年度資金不足比率報告の件

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年度決算に基づく貝塚市の公営企業の資金不足比率を次のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 11 日提出

貝塚市長 酒 井 了

記

1. 公営企業資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	備 考
水道事業会計	— (20.0)	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第 17 条第 1 号の規定により事業の規模を算定
下水道事業会計	— (20.0)	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第 17 条第 1 号の規定により事業の規模を算定
病院事業会計	0.2 (20.0)	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第 17 条第 1 号の規定により事業の規模を算定

() の数値は、経営健全化基準

2. 令和 6 年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書 (別 冊)

報告第 11 号

処分報告（損害賠償の額の決定）の件

次の事件は、市長の専決処分事項に関する条例第2条の規定に基づき、専決処分したものである
で、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年9月11日提出

貝塚市長 酒 井 了

記

損害賠償の額の決定の件

令和7年6月17日、本市鳥羽のグラウンドにおいて、本市職員が、救命索発射銃の取扱訓練をし
ていたところ、誤って発射体にリードロープを接続せずに発射したことから、発射体が敷地外の住宅
まで飛び、屋根に接触して落下した発射体が当該住宅の網戸及び自動車に接触したことにより、これ
らの一部を損傷させた事故について、次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 470,500円

2 損害賠償の相手

令和7年8月1日処分

貝塚市長 酒 井 了

報告第 12 号

処分報告（損害賠償の額の決定）の件

次の事件は、市長の専決処分事項に関する条例第2条の規定に基づき、専決処分したものである
で、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年9月11日提出

貝塚市長 酒 井 了

記

損害賠償の額の決定の件

令和5年12月25日、本市職員がフリースクールへの通学希望者に対する通学定期券に係る必要な
説明を充分に行わなかったことにより、令和6年3月から令和7年5月までの間、通学定期券に比し
て高額な運賃を当該通学希望者に負担させた件について、次のとおり損害賠償の額を決定するもの
とする。

1 損害賠償の額 202,360円

2 損害賠償の相手

令和7年8月7日処分

貝塚市長 酒 井 了

報告第 13 号

処分報告（令和 7 年度貝塚市一般会計補正予算（第 5 号））の件

次の事件は、市長の専決処分事項に関する条例第 2 条の規定に基づき、次のとおり処分したものであるので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 9 月 11 日 提出

貝塚市長 酒 井 了

記

1. 令和 7 年度貝塚市一般会計補正予算（第 5 号）の件

令和 7 年度貝塚市一般会計補正予算（第 5 号）の件

令和 7 年度貝塚市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 0 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 0 , 9 9 2 , 6 1 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 8 月 7 日処分

貝塚市長 酒 井 了

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
18. 繰入金		3, 137, 040	203	3, 137, 243
	2. 基金繰入金	3, 103, 368	203	3, 103, 571
歳 入 合 計		40, 992, 409	203	40, 992, 612

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10. 教育費		2, 895, 963	203	2, 896, 166
	1. 教育総務費	537, 670	203	537, 873
歳 出 合 計		40, 992, 409	203	40, 992, 612

報告第 14 号

令和 6 事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団決算報告の件

令和 6 事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団の決算を次のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 11 日提出

貝塚市長 酒 井 了

一般財団法人貝塚市文化振興事業団

理事長 西 川 修 助 殿

令和 7 年 5 月 29 日

一般財団法人貝塚市文化振興事業団

監事 井 上 菊 信

監事 西 納 功

監査報告書

私たちは、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの事業年度の理事の職務の執行に関して、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

私たちは、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、法人事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。さらに、会計帳簿又はこれに関する資料等の調査を行い、当該事業年度に係る事業報告書、また、貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書（以下、計算書類等という）について監査を行いました。

2 監査の結果

（1）事業報告書の監査結果

- 一 事業報告書は、法令及び定款に従い法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（2）計算書類等の監査結果

計算書類等は、法人の財産及び損益（正味財産増減）の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和6事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団収支決算

収入決算額合計	2 5 5, 3 3 4, 3 9 7 円
支出決算額合計	2 6 0, 3 0 0, 2 6 9 円
当期収支差額合計	△ 4, 9 6 5, 8 7 2 円
前期繰越収支差額合計	1 0 6, 0 3 4, 7 2 6 円
次期繰越収支差額合計	1 0 1, 0 6 8, 8 5 4 円

令和6事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団収支計算書（総括表）
（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

（単位：円）

科 目	自主事業	受託事業	施設管理 運営事業	一般事業	内部取引 等消去	合 計	備 考
I 事業活動収支の部							
1. 事業活動収入							
①事業収入							
自主事業収入	9,048,427	0	0	0	0	9,048,427	入場料
使用料収入	25,058,798	0	0	2,325,830	0	27,384,628	ホール等利用料
友の会会費収入	465,500	0	0	0	0	465,500	
受取助成金収入	3,649,760	0	7,845,850	0	0	11,495,610	
業務受託収入	9,971,810	0	0	0	0	9,971,810	
受託事業収入	0	2,546,889	0	0	0	2,546,889	
施設管理受託事業収入	0	0	174,078,652	0	0	174,078,652	
事業収入計	48,194,295	2,546,889	181,924,502	2,325,830	0	234,991,516	
②雑収入							
雑収入	20,342,881	0	0	0	0	20,342,881	各種手数料
雑収入計	20,342,881	0	0	0	0	20,342,881	
事業活動収入合計	68,537,176	2,546,889	181,924,502	2,325,830	0	255,334,397	
2. 事業活動支出							
①事業費支出							
給料手当支出	0	0	22,382,591	0	0	22,382,591	
臨時雇賃金支出	10,080	0	0	0	0	10,080	アルバイト賃金
報酬支出	11,754,894	0	28,109,218	0	0	39,864,112	嘱託報酬
福利厚生費支出	184,733	0	8,936,155	0	0	9,120,888	社会保険料等
旅費交通費支出	20,570	0	10,360	0	0	30,930	出演者旅費等
通信運搬費支出	219,942	2,747	1,051,715	0	0	1,274,404	郵便料等
備品購入費支出	0	0	998,990	0	0	998,990	
消耗品費支出	11,250	22,961	2,066,869	0	0	2,101,080	
修繕費支出	0	0	7,999,662	0	0	7,999,662	舞台関係修繕料等
印刷製本費支出	928,666	358,728	0	0	0	1,287,394	ポスター・機関誌等
燃料費支出	0	0	59,676	0	0	59,676	ガソリン等
光熱水料費支出	0	0	41,565,429	0	0	41,565,429	電気・ガス料金等
租税公課支出	1,507,663	5,180	△ 1,854,424	0	0	△ 341,581	印紙代・消費税等
負担金支出	0	0	5,400	0	0	5,400	
委託費支出	33,782,561	972,603	77,977,486	0	0	112,732,650	事業委託料等
業務運営費	9,971,810	0	0	0	0	9,971,810	
会議費支出	147,162	1,400	0	0	0	148,562	出演者・来客賄等
使用料支出	2,408,550	787,100	5,422,560	0	0	8,618,210	会館使用料等
手数料支出	234,520	100,320	34,760	0	0	369,600	制作手数料等
著作権料支出	232,003	0	0	0	0	232,003	著作権使用料
広告宣伝費支出	636,044	295,850	0	0	0	931,894	
事業費支出計	62,050,448	2,546,889	194,766,447	0	0	259,363,784	

(単位：円)

科 目	自主事業	受託事業	施設管理 運営事業	一般事業	内部取引 等消去	合 計	備 考
②管理費支出							
会議費支出	0	0	0	1,166	0	1,166	
通信運搬費支出	0	0	0	1,378	0	1,378	
消耗品費支出	0	0	0	24,061	0	24,061	
保険料支出	0	0	0	379,100	0	379,100	
租税公課支出	0	0	0	218,300	0	218,300	消費税等
負担金支出	0	0	0	28,000	0	28,000	
手数料支出	0	0	0	7,480	0	7,480	
報償金支出	0	0	0	207,000	0	207,000	役員費用弁償
管理費支出計	0	0	0	866,485	0	866,485	
3. その他の事業活動支出							
①法人税、住民税及び事業税	70,000	0	0	0	0	70,000	
その他の事業活動支出計	70,000	0	0	0	0	70,000	
事業活動支出合計	62,120,448	2,546,889	194,766,447	866,485	0	260,300,269	
事業活動収支差額	6,416,728	0	△ 12,841,945	1,459,345	0	△ 4,965,872	
当期収支差額	6,416,728	0	△ 12,841,945	1,459,345	0	△ 4,965,872	
前期繰越収支差額	34,567,321	0	△ 11,655,036	83,122,441	0	106,034,726	
次期繰越収支差額	40,984,049	0	△ 24,496,981	84,581,786	0	101,068,854	

令和6事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団正味財産増減計算書（総括表）
（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

（単位：円）

科 目	自主事業	受託事業	施設管理 運営事業	一般事業	合 計
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
① 事業収益					
自主事業収益	9,048,427	0	0	0	9,048,427
使用料収益	25,058,798	0	0	2,325,830	27,384,628
友の会会費収益	465,500	0	0	0	465,500
受取助成金収益	3,649,760	0	7,845,850	0	11,495,610
業務受託収益	9,971,810	0	0	0	9,971,810
受託事業収益	0	2,546,889	0	0	2,546,889
施設管理受託事業収益	0	0	174,078,652	0	174,078,652
事業収益計	48,194,295	2,546,889	181,924,502	2,325,830	234,991,516
② 雑収益					
雑収益	20,342,881	0	0	0	20,342,881
雑収益計	20,342,881	0	0	0	20,342,881
経常収益計	68,537,176	2,546,889	181,924,502	2,325,830	255,334,397
(2) 経常費用					
① 事業費					
期首たな卸高	8,481	0	0	0	8,481
期末たな卸高（△）	0	0	0	0	0
給料手当	0	0	22,382,591	0	22,382,591
臨時雇賃金	10,080	0	0	0	10,080
報酬	11,754,894	0	28,109,218	0	39,864,112
福利厚生費	184,733	0	8,936,155	0	9,120,888
旅費交通費	20,570	0	10,360	0	30,930
通信運搬費	219,942	2,747	1,051,715	0	1,274,404
備品購入費	0	0	998,990	0	998,990
消耗品費	11,250	22,961	2,066,869	0	2,101,080
修繕費	0	0	7,999,662	0	7,999,662
印刷製本費	928,666	358,728	0	0	1,287,394
燃料費	0	0	59,676	0	59,676
光熱水料費	0	0	41,565,429	0	41,565,429
租税公課	1,507,663	5,180	△ 1,854,424	0	△ 341,581
支払負担金	0	0	5,400	0	5,400
業務運営費	9,971,810	0	0	0	9,971,810
委託費	33,782,561	972,603	77,977,486	0	112,732,650
会議費	147,162	1,400	0	0	148,562
使用料及び賃借料	2,408,550	787,100	5,422,560	0	8,618,210
手数料	234,520	100,320	34,760	0	369,600
著作権料	232,003	0	0	0	232,003
広告宣伝費	636,044	295,850	0	0	931,894
事業費計	62,058,929	2,546,889	194,766,447	0	259,372,265

(単位：円)

科 目	自主事業	受託事業	施設管理 運営事業	一般事業	合 計
②管理費					
会議費	0	0	0	1,166	1,166
通信運搬費	0	0	0	1,378	1,378
消耗品費	0	0	0	24,061	24,061
保険料	0	0	0	379,100	379,100
租税公課	0	0	0	218,300	218,300
支払負担金	0	0	0	28,000	28,000
手数料	0	0	0	7,480	7,480
報償金	0	0	0	207,000	207,000
管理費計	0	0	0	866,485	866,485
経常費用計	62,058,929	2,546,889	194,766,447	866,485	260,238,750
当期経常増減額	6,478,247	0	△ 12,841,945	1,459,345	△ 4,904,353
2. 経常外増減の部					
(1)経常外費用					
退職給付引当金繰入	0	0	0	4,059,968	4,059,968
経常外費用計	0	0	0	4,059,968	4,059,968
当期経常外増減額	0	0	0	△ 4,059,968	△ 4,059,968
税引前当期一般正味財産増減額	6,478,247	0	△ 12,841,945	△ 2,600,623	△ 8,964,321
法人税、住民税及び事業税等	70,000	0	0	0	70,000
当期一般正味財産増減額	6,408,247	0	△ 12,841,945	△ 2,600,623	△ 9,034,321
一般正味財産期首残高	69,575,802	0	△ 46,655,036	97,004,552	119,925,318
一般正味財産期末残高	75,984,049	0	△ 59,496,981	94,403,929	110,890,997
II 正味財産期末残高	75,984,049	0	△ 59,496,981	94,403,929	110,890,997

令和6事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団貸借対照表（総括表）
（令和7年3月31日現在）

（単位：円）

科 目	自主事業	受託事業	施設管理 運営事業	一般事業	内部取引 等消去	合 計
I 資産の部						
1. 流動資産						
現金預金	34,954,056	449,822	4,196,383	84,791,736	0	124,391,997
売掛金	26,000	0	0	0	0	26,000
未収金	4,889,580	0	2,846,995	0	0	7,736,575
未収還付消費税等	△ 867,300	△ 4,780	1,911,224	△ 208,300	0	830,844
未収還付法人税等	6,892	0	0	0	0	6,892
事業短期貸付金	362,251	0	0	0	△ 362,251	0
流動資産合計	39,371,479	445,042	8,954,602	84,583,436	△ 362,251	132,992,308
2. 固定資産						
(1) 基本財産						
基本財産積立預金	0	0	0	50,000,000	0	50,000,000
基本財産合計	0	0	0	50,000,000	0	50,000,000
(2) その他固定資産						
電話加入権	0	0	0	749,840	0	749,840
事業長期貸付金	55,000,000	0	0	0	△ 55,000,000	0
その他固定資産合計	55,000,000	0	0	749,840	△ 55,000,000	749,840
固定資産合計	55,000,000	0	0	50,749,840	△ 55,000,000	50,749,840
資産合計	94,371,479	445,042	8,954,602	135,333,276	△ 55,362,251	183,742,148
II 負債の部						
1. 流動負債						
未払金	12,189,648	82,791	13,451,583	1,650	0	25,725,672
未払消費税等	0	0	0	0	0	0
未払法人税等	70,000	0	0	0	0	70,000
前受金	3,438,808	0	0	0	0	3,438,808
預り金	2,688,974	0	0	0	0	2,688,974
事業短期借入金	0	362,251	0	0	△ 362,251	0
流動負債合計	18,387,430	445,042	13,451,583	1,650	△ 362,251	31,923,454
2. 固定負債						
事業長期借入金	0	0	55,000,000	0	△ 55,000,000	0
退職給付引当金	0	0	0	40,927,697	0	40,927,697
固定負債合計	0	0	55,000,000	40,927,697	△ 55,000,000	40,927,697
負債合計	18,387,430	445,042	68,451,583	40,929,347	△ 55,362,251	72,851,151
III 正味財産の部						
1. 一般正味財産	75,984,049	0	△ 59,496,981	94,403,929	0	110,890,997
正味財産合計	75,984,049	0	△ 59,496,981	94,403,929	0	110,890,997
負債及び正味財産合計	94,371,479	445,042	8,954,602	135,333,276	△ 55,362,251	183,742,148

報告第 15 号

令和 7 事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団事業計画変更報告の件

令和 7 事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団の事業の計画変更を次のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 11 日提出

貝塚市長 酒 井 了

令和 7 事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団補正予算（第 1 回）

令和 7 事業年度一般財団法人貝塚市文化振興事業団補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。
（収入支出予算の補正）

- 1 前期繰越収支差額及び次期繰越収支差額に、それぞれ△4,966 千円を追加し、当期収支差額 0 円、前期繰越収支差額 101,069 千円並びに次期繰越収支差額 101,069 千円とする。
- 2 収入支出予算の補正にかかる科目ごとの金額及び補正後の収入支出予算の金額は、次による。

（単位：千円）

大 科 目	予 算 額	補 正 予 算 額	計
当 期 収 入 合 計	253,950	0	253,950
当 期 支 出 合 計	253,950	0	253,950
当 期 収 支 差 額	0	0	0
前 期 繰 越 収 支 差 額	106,035	△4,966	101,069
次 期 繰 越 収 支 差 額	106,035	△4,966	101,069

議案第 6 2 号

選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例制定の件

選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 9 月 11 日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例(平成 5 年貝塚市条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 中「7 円 73 銭」を「8 円 38 銭」に改める。

第 5 条中「541 円 31 銭」を「586 円 88 銭」に改める。

第 7 条第 2 号中「7 円 73 銭」を「8 円 38 銭」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の第 4 条の 2、第 5 条及び第 7 条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第 6 3 号

貝塚市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 9 月 11 日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

第 13 条第 4 項中「第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロ」を「第 12 条の 2 第 4 項第 3 号ロ」に改める。

附 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(令和 7 年法律第 46 号)の施行の日から施行する。

議案第 6 4 号

貝塚市立グラウンド条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市立グラウンド条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 9 月 11 日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

貝塚市立グラウンド条例の一部を改正する条例

貝塚市立グラウンド条例（昭和41年貝塚市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表グラウンドの部中「レクリエーション」を「レクリエーション」に改め、同表中

「テニスコート（1面当たり）」		1時間につき 400円	を に
「テニスコート （1面当たり）」	ふれあい運動広場	1時間につき 600円	
	公園墓地テニスコート	1時間につき 400円	」

改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の貝塚市立グラウンド条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 施行日以後の使用に係る使用料の徴収、減免及び還付に係る手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

議案第 65 号

企業職員等の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

企業職員等の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 9 月 11 日提出

貝塚市長 酒 井 了

貝塚市条例第 号

企業職員等の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

企業職員等の給与の種類及び基準を定める条例（昭和30年貝塚市条例第309号）の一部を次のように改正する。

第14条の2の見出し中「給与の取り扱い」を「承認を受けた職員の給与」に改め、同条第2項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に、「一部」を「全部又は一部（2時間を超えない範囲内又は1年につき任命権者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。）」に改め、「をいう。）」の次に「又は介護休暇（当該職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、父母、子、配偶者の父母その他任命権者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により任命権者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年10月 1 日から施行する。

議案第 66 号

三館等合同施設建設工事（電気設備工事）の工事請負契約を締結する件

三館等合同施設建設工事（電気設備工事）の工事請負契約を次のとおり締結するものとする。

令和 7 年 9 月 11 日提出

貝塚市長 酒 井 了

記

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 契約の目的 | 三館等合同施設建設工事（電気設備工事） |
| 2 | 契約の方法 | 条件付一般競争入札による契約 |
| 3 | 契約金額 | 244,200,000円 |
| 4 | 契約の相手 | 貝塚市麻生中 796 番地 1
岡本電気工業株式会社
代表取締役 金子 秀宏 |

議案第 67 号

公の施設の指定管理者の指定期間を延長する件

次のとおり公の施設の指定管理者の指定期間の延長について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 11 日提出

貝塚市長 酒井 了

記

- | | |
|-------------|--|
| 1 施設の名 称 | 貝塚市民文化会館 |
| 2 指 定 管 理 者 | 貝塚市畠中一丁目 18 番 1 号
一般財団法人貝塚市文化振興事業団
理事長 西川 修助 |
| 3 延長する期間 | 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで |

議案第 68 号

令和 7 年度貝塚市一般会計補正予算（第 6 号）の件

令和 7 年度貝塚市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 7 8 , 2 8 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 1 , 3 7 0 , 8 9 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 7 年 9 月 11 日提出

貝塚市長 酒 井 了

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10. 地方交付税		6,656,353	25,128	6,681,481
	1. 地方交付税	6,656,353	25,128	6,681,481
14. 国庫支出金		8,695,695	67,147	8,762,842
	2. 国庫補助金	1,337,621	66,174	1,403,795
	3. 委託金	24,785	973	25,758
15. 府支出金		3,348,237	274	3,348,511
	2. 府補助金	651,979	274	652,253
17. 寄附金		712,167	500	712,667
	1. 寄附金	712,167	500	712,667
18. 繰入金		3,137,243	40,152	3,177,395
	2. 基金繰入金	3,103,571	40,152	3,143,723
19. 繰越金		100	11,579	11,679
	1. 繰越金	100	11,579	11,679
20. 諸収入		900,179	705	900,884
	5. 雑入	465,839	705	466,544
21. 市債		2,077,100	232,800	2,309,900
	1. 市債	2,077,100	232,800	2,309,900
歳 入 合 計		40,992,612	378,285	41,370,897

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費		5,989,192	68,660	6,057,852
	1. 総務管理費	4,764,596	67,687	4,832,283
	3. 戸籍住民基本台帳費	282,189	973	283,162
3. 民生費		19,718,976	72,859	19,791,835
	1. 社会福祉費	7,872,014	6,398	7,878,412
	2. 児童福祉費	8,407,627	66,461	8,474,088
4. 衛生費		4,276,144	120,623	4,396,767
	1. 保健衛生費	1,402,076	120,623	1,522,699
7. 商工費		250,393	41,184	291,577
	1. 商工費	250,393	41,184	291,577
8. 土木費		3,085,974	4,747	3,090,721
	2. 道路橋梁費	861,437	3,479	864,916
	5. 都市計画費	1,762,993	1,268	1,764,261
10. 教育費		2,896,166	64,112	2,960,278
	1. 教育総務費	537,873	400	538,273
	3. 中学校費	487,052	61,875	548,927
	6. 保健体育費	154,246	1,837	156,083
12. 諸支出金		10,923	6,100	17,023
	1. 公共施設等整備基金	7,689	100	7,789
	3. 財政調整基金	3,114	6,000	9,114
歳 出	合 計	40,992,612	378,285	41,370,897

第 2 表 債 務 負 担 行 為 補 正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
す く す く 子 ど も 館 解 体 撤 去 工 事	令和 7 年度～令和 8 年度	50,225千円
岸 和 田 市 貝 塚 市 斎 場 整 備 事 業 (令 和 7 年 度 イン フ レ ス ラ イ ド 分)	令和 7 年度～令和 8 年度	59,087千円
二 色 南 緑 地 ト イ レ 整 備 事 業	令和 7 年度～令和 8 年度	44,000千円

(変更)

事 項	期 間		限 度 額	
	補正前	補正後	補正前	補正後
市 民 文 化 会 館 管 理 運 営 委 託 料	令和7年度～令和12年度	令和7年度～令和8年度	933,940千円	186,788千円

第3表 地方債補正

起債の目的	補 正 前									補 正 後								
	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法					備 考	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法					備 考
				借入先	償還期限	据置期間	償還方法	その他					借入先	償還期限	据置期間	償還方法	その他	
ひと・ふれあいセンター施設整備事業	千円 510,400	証書借入 又は 証券発行	年6.5%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる政府資金及び 地方公共団体金融 機構資金について、 利率の見直しを行っ た後においては、 当該見直し後の利 率)	政 府 その他	年以内 30	年以内 5	年賦又は 半年賦・ 元利均等 又は元金 均等若し くは満期 一括償還	左記の条件の範囲 内において借入先 に融通条件がある 場合その条件に従 うことができる。 ただし、財政の都 合により償還期限 及び据置期間を短 縮し又は繰上償還 若しくは低利に借 り換えることがで きる。	証券発行の場合 において発行価 格が額面金額を 下回るときは、 それぞれの発行 価格差減額を埋 めるために必要 な金額をそれぞ れの限度額に加 算した金額を限 度額とする。	千円 555,000	同左	同左	同左	年以内 同左	年以内 同左	同左	同左	同左
岸和田市貝塚市 斎場施設整備事業	490,200				30	5				579,800				同左	同左			
学 校 施 設 整 備 事 業	48,400				30	5				105,500				同左	同左			
公共施設等除却債	9,600				10	0				51,100				同左	同左			
起債合計	2,077,100									2,309,900								

議案第 69 号

令和 7 年度貝塚市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の件

令和 7 年度貝塚市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6, 8 6 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9, 8 2 9, 5 9 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 11 日提出

貝塚市長 酒 井 了

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8. 国庫支出金		0	6,864	6,864
	1. 国庫補助金	0	6,864	6,864
歳 入 合 計		9,822,734	6,864	9,829,598

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総務費		195,883	6,864	202,747
	1. 総務管理費	103,964	6,864	110,828
歳	出	合	計	
		9,822,734	6,864	9,829,598

議案第 70 号

令和 7 年度貝塚市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の件

令和 7 年度貝塚市の介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 38,603 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,860,672 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 11 日提出

貝塚市長 酒 井 了

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7. 繰越金		3,100	38,603	41,703
	1. 繰越金	3,100	38,603	41,703
歳 入 合 計		8,822,069	38,603	8,860,672

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5. 諸支出金		34,272	32,966	67,238
	1. 償還金及び還付加算金	3,100	32,966	36,066
7. 基金積立金		0	5,637	5,637
	1. 基金積立金	0	5,637	5,637
歳 出	合 計	8,822,069	38,603	8,860,672

議案第 71 号

令和 7 年度貝塚市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）の件

令和 7 年度貝塚市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3, 2 3 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 5 4 0, 1 0 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 11 日提出

貝塚市長 酒 井 了

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5. 繰越金		2,500	950	3,450
	1. 繰越金	2,500	950	3,450
7. 国庫支出金		0	2,288	2,288
	1. 国庫補助金	0	2,288	2,288
歳 入	合 計	1,536,869	3,238	1,540,107

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総務費		43,038	2,288	45,326
	1. 総務管理費	24,536	2,288	26,824
3. 諸支出金		2,650	950	3,600
	1. 償還金及び還付加算金	2,650	950	3,600
歳 出	合 計	1,536,869	3,238	1,540,107

認定第 1 号

令和 6 年度貝塚市一般会計及び特別会計決算認定の件

令和 6 年度貝塚市一般会計及び特別会計決算について、地方自治法第 96 条第 1 項第 3 号及び第 233 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 11 日提出

貝塚市長 酒 井 了

記

1. 令和 6 年度貝塚市歳入歳出決算書
 - (1) 一般会計
 - (2) 国民健康保険事業特別会計
 - (3) 財産区特別会計
 - (4) 介護保険事業特別会計
 - (5) 後期高齢者医療事業特別会計
 2. 令和 6 年度貝塚市歳入歳出決算に関する説明資料
 - (1) 主要施策の成果説明書
 - (2) 歳入歳出決算事項別明細書
 - (3) 実質収支に関する調書
 - (4) 財産に関する調書
 - (5) 基金運用状況調
 3. 令和 6 年度貝塚市一般会計・特別会計決算及び基金の運用状況審査意見書 (別 冊)
-

認定第 2 号

令和 6 年度貝塚市水道事業会計決算認定の件

令和 6 年度貝塚市水道事業会計決算について、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 11 日提出

貝塚市長 酒 井 了

記

1. 令和 6 年度貝塚市水道事業会計決算書
2. 令和 6 年度貝塚市水道事業会計決算に関する説明資料
 - (1) 事業報告書
 - (2) 収益費用明細書
 - (3) 固定資産明細書
 - (4) 企業債明細書
3. 令和 6 年度貝塚市公営企業会計決算審査意見書 (別 冊)

認定第 3 号

令和 6 年度貝塚市下水道事業会計決算認定の件

令和 6 年度貝塚市下水道事業会計決算について、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 11 日提出

貝塚市長 酒 井 了

記

1. 令和 6 年度貝塚市下水道事業会計決算書
2. 令和 6 年度貝塚市下水道事業会計決算に関する説明資料
 - (1) 事業報告書
 - (2) 収益費用明細書
 - (3) 固定資産明細書
 - (4) 企業債明細書
3. 令和 6 年度貝塚市公営企業会計決算審査意見書 (別 冊)

認定第 4 号

令和 6 年度貝塚市病院事業会計決算認定の件

令和 6 年度貝塚市病院事業会計決算について、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 11 日提出

貝塚市長 酒 井 了

記

1. 令和 6 年度貝塚市病院事業会計決算書
2. 令和 6 年度貝塚市病院事業会計決算に関する説明資料
 - (1) 事業報告書
 - (2) 収益費用明細書
 - (3) 固定資産明細書
 - (4) 企業債明細書
3. 令和 6 年度貝塚市公営企業会計決算審査意見書 (別 冊)